



第5章
佐倉市こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困と日本のこどもの状況

(1) こどもの貧困について

こどもの貧困とは、こどもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうことをいいます。

こどもの貧困は、主に以下の3つの特徴をもっております。こどもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、こどもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になってしまうことや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまうことがあります。

- 見えにくく捉えづらい

貧困の自覚がなく、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい

- 社会的に孤立

社会的に孤立し、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう

- 困難・ニーズは多様

世帯ごと、こどもごとに直面する困難やニーズは異なる

参考：内閣府資料H29「国における子供の貧困対策の取組について」

(2) こどもの貧困対策に関する国の動き

国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、こどもの貧困対策について推進してきました。

近年、社会状況の変化からも、こどもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。平成30年度の調査では、こどもの貧困率は13.5%となっており、およそ7人に1人が貧困状態にある現状となっています。こういった状況や社会情勢の変化に対応するため、国は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、各施策についてこどもの状況に応じ、包括的かつ早期に対策を講じることとされました。

法律の改正に伴い、令和元年11月には、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を行うことを目的として、「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。大綱では、こどもの将来はその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届きにくいこどもや家庭への支援などが明記されております。

そして、これらの対策を総合的に推進していくために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱を重点施策として、様々な施策を推進することとされております。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立・公布され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたとともに、目的に「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」から「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明確に盛り込まれました。

(3) こどもの貧困対策に関する千葉県の動き

千葉県では、すべてのこどもが、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進するため、平成27年度に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、県内のこどもの貧困の現状を把握し、こどもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るため、4つの重点的支援施策として整理しています。

令和元年度に計画期間が満了を迎えたことから、国による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し等を踏まえ、次期計画となる「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

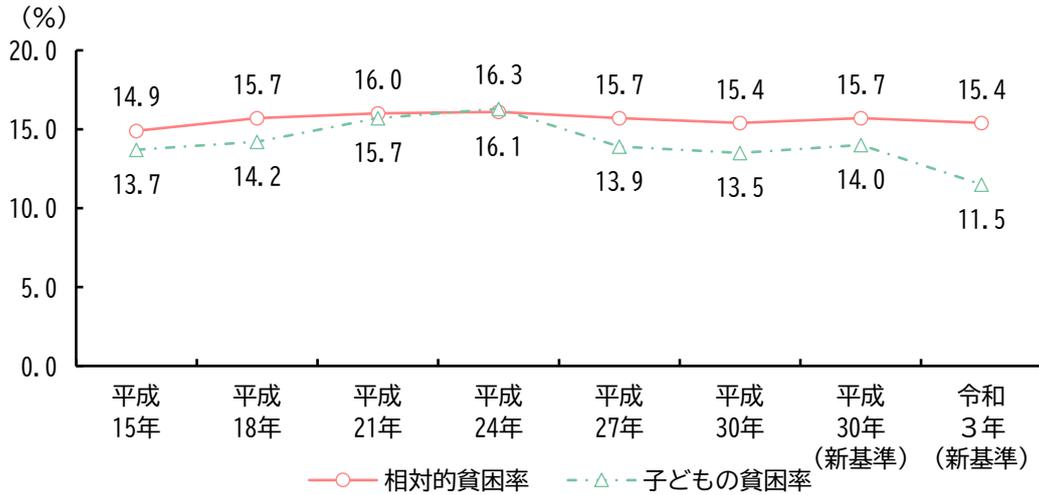
この計画では、新たに施策横断的な方針として、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」など、3つの基本方針を定めるとともに、重点的支援施策として、現計画にある「教育の支援」「生活の支援」などに加えて、新たに「支援につなぐ体制整備」を定め、こどもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

(4) 全国の貧困の状況

厚生労働省が示す令和4年「国民生活基礎調査」によると、「こどもの貧困率※」は、令和3年には11.5%となっています。

「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、高校などへの進学率は父子世帯の方が高く、大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。

貧困率の年次推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

貧困線の推移

単位：万円

項目	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	平成30年(新基準)	令和3年(新基準)
貧困線	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

ひとり親家庭のこどもの進学率

単位：%

項目	母子世帯	父子世帯	全世帯
高校などへの進学率	94.5	96.2	98.9
大学への進学率	66.5	57.9	57.4

※こどもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合

資料：令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」、令和3年度「学校基本調査」

■ 貧困率について

こどもの貧困にはいくつかの定義がありますが、代表的なものに「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示し、発展途上国に集中しています。

その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉え、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない状態を「相対的貧困」としています。

また、こどもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況」のことをいいます。厚生労働省が発表した令和3年の日本の相対的貧困率は、全体で15.4%、「こども貧困率（17歳以下）」で11.5%となり、特に、「こどもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%に比べて非常に高い水準にあります。

なお、本市では、貧困線を下回る所得の方を「生活困窮層」、貧困線以上かつ中央値未満の所得の方を「周辺層」とし、両者をあわせた方を「生活困難層」としています（中央値以上の所得の方は「非生活困難層」としています）。

【参考】 こどもの貧困率の状況

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							旧基準	新基準	
こどもの貧困率 (%)	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
相対的貧困率 (%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもがいる現役世帯 (%)	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人 (%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上 (%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
貧困線 (万円)	137	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「2021年国民生活基礎調査の概況」

(注1) 大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

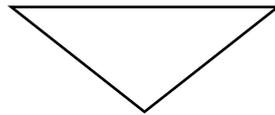
(注2) 平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

2 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題

令和3年度に実施した「佐倉市子どもの生活状況調査及び資源量調査」等に基づき、佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題を整理すると、次のとおりとなります。(経済状況によらない特徴等も含む)

【子どもたちへの支援に向けて】

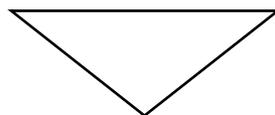
●現状
<ul style="list-style-type: none">・経済的な理由などから子どもの進路について、妥協してしまうことがある・保護者の生活習慣が、子どもに影響し、不規則な習慣が定着してしまうことがある・子どもと接する時間や子どもに関する行事への参加が少なくなる傾向にある・子どもの進学を希望する一方、早く家計を支えてほしいこともあり、理想と現実のギャップが発生している・新型コロナウイルスの影響により、収入などの金銭面への不安を感じている・虐待などが見られる場合、保護者自身の生活能力が乏しい、不安定な就労状況にあることが多い・経済的な状況にかかわらず、子育てに対して、周りから学ぶ機会が少なく不安を感じている・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安定的な収入が得られない、子どもとの時間が取れない



●課題
<ul style="list-style-type: none">・家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図っていくことが必要・就労支援により、継続的に収入が得られるようライフステージやライフサイクルに応じた支援が必要・保護者に親としての力を付けていくような支援が必要・保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要・さまざまなニーズに合わせた教育、保育の確保が必要

【関係機関との連携体制の構築に向けて】

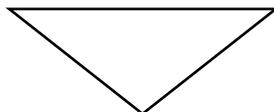
●現状
<ul style="list-style-type: none">・学校以外での学習の場や、交流の機会が不足している・子どもに関する相談機関や団体へ相談する人が少ない・関係機関や各種団体間での連携が、個人情報保護の観点から困難な部分がある・問題を発見してもどのように接し、どこにつなげればよいかわからない場合が多い



●課題
<ul style="list-style-type: none">・子どもと常に接している関係機関や団体、さまざまな福祉や医療に関する関係機関において、子どもの貧困等に関する知識の普及や人材の確保が必要・問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が必要・学校以外での子どもの安全、安心な居場所作りを進めていくことが必要・各機関が連携を取りやすいような環境や体制づくりが必要

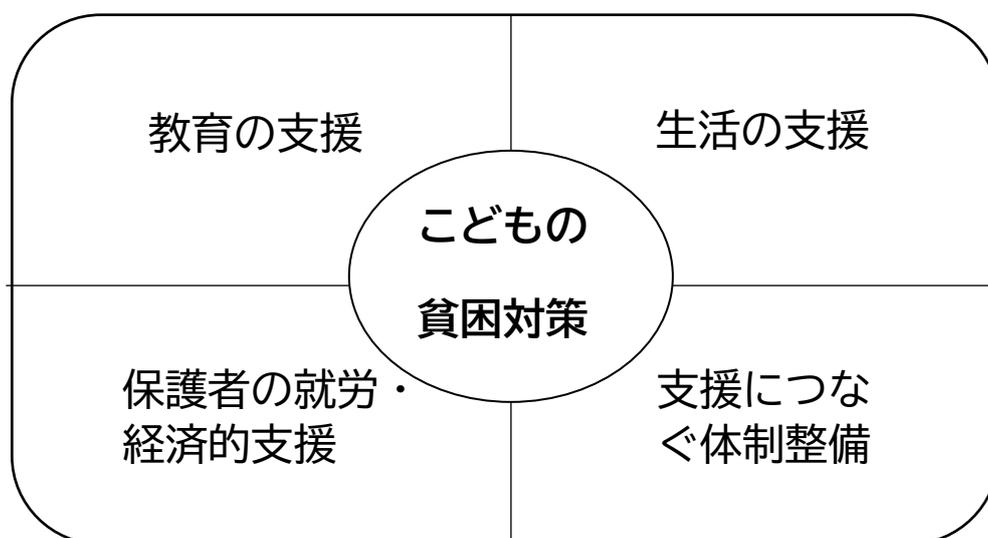
【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】

●現状
<ul style="list-style-type: none"> ・親や友人など誰にも相談できない、したくない、自分の課題を相談してもよいのかとためらう ・こどもの相談相手としては、親の割合が高くなっている ・家庭や本人が行動を起こして、支援が始まるという流れがほとんどとなっている ・困難に直面している家庭やこどもについて、その全ての窓口を学校が担うのには限界がある ・長時間、親やきょうだいの世話をしている子が少なからずいる ・保護者もこどもも、厳しい困窮状況に置かれた場合、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多くある ・支援する側として、家庭の事情やプライバシーに介入する困難さがある



●課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「構えた」場所だけでなく、こどもが気兼ねなく利用できる場所や保護者が普段からよく利用している場所における相談窓口や、SNS等を活用した相談環境の整備、周知が必要 ・ヤングケアラーや生理の問題など、周りが気づきにくい問題を抱えている子について、SOSを察知し適切なお知らせにつなげられる人材や仕組みが必要 ・こどもの相談に対して、親や周囲の大人が適切に対応できるような体制の整備が必要 ・学校以外での相談窓口の充実や、支援につなげる人材の確保が必要 ・いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要

上記現状と課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、こどもの貧困対策について4つの類型に分類し、こどもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。



3 こどもの貧困対策に関する施策の展開

(1) 教育の支援

教育の機会均等が図られるよう、学校教育の充実や就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講じていきます。

① 学校を中心とした教育支援

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、こどもの学力が保障され、こどもたちが将来望んでいる進路を自ら選択できるように、学校教育の充実を図ります。また、こどもたちの支援につなげていくために、学校関係者やこどもを取り巻く関係者に、支援に関する情報や相談先について、認識の共有を図るとともに、千葉県が任用するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。

 **重点** 学校における教育相談の充実、日本語適応事業の実施

② 教育や学習の機会均等の推進

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、こどもたちに対する教育、学習の機会均等を進め、こどもの可能性を拓けられるように、幼児教育、保育の推進・質の向上を図ります。

また、学校以外での学習支援体制の整備、こどもの成長を支える多様な体験の機会の創出など、教育・学習環境の充実を図ります。

 **重点** こどもの学習・生活支援事業、学校外における学習支援の充実に向けた検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.	取組	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数(千葉県による事業)	62件	128件	158件	354件	758件	増加
2	学習支援施設(か所数)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	維持・増加

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活の相談、貧困の状況にある子ども、ヤングケアラーに対する社会との交流機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し、必要な施策を講じていきます。

① 保護者の生活支援

子どもが社会から孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまわないように、子どもの成長過程における原点である家庭教育の充実や、子どもの相談に対して、保護者が適切に対応できるよう「親育て」への支援を行います。また、保護者等の安定した生活や自立、健康の確保に向けて、支援体制を整備します。

 **重点** 生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業

② こどもの生活支援

さまざまな困難を抱える子どもたちが健全に成長し、深刻な状況に陥ることのないように、社会的養育が必要な子どもへの支援や生活習慣及び食習慣の改善に向けた相談支援を推進します。また、子どもが安心して利用できるような居場所作りや、適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会の提供などを通して、子どもが自らSOSを出す力や生活力を養えるような体制整備を推進します。

 **重点** 自然を活かした親子の居場所づくり事業、子ども食堂等との連携事業

③ ヤングケアラーへの生活支援

家族の介護や日常生活上の世話をを行うヤングケアラーに対し、本人の意向、家族関係やその背景にある要因に配慮しながら、子どもや若者として必要な時間の確保や心身の負担の軽減に向け、関係機関と連携した支援を行います。

 **重点** ヤングケアラーへの相談支援、ヤングケアラーの周知

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数	133件	154件	149件	168件	163件	増加
2	市内子ども食堂の数	8団体	8団体	11団体	16団体	17団体	増加
3	ヤングケアラー関係相談対応	—	—	—	—	—	質の向上

(3) 保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施や、所得の安定と向上に資するための就労の支援のほか、各種手当の支給、資金の貸付け等、貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

① 保護者に対する就労支援

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心してこどもを育てる環境作りを進めるため、ひとり親家庭に加え、生活が困難な状態にある世帯に対するきめ細やかな就労支援を進めるなど、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。



重点

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練給付金、仕事と生活の両立を支援する研修

② 経済的な支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を安定させるため、各種手当を支給するほか、子育てをしていくうえでのさまざまな経済的負担を軽減することにより、困難な状況にあるこどもや家庭において、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなる支援を行います。



重点

児童扶養手当の適切な支給、ひとり親家庭等医療費等助成、子ども医療費助成

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数	9件	7件	9件	12件	9件	維持
2	児童扶養手当の受給率(受給資格世帯)	83%	82%	82%	80%	80%	維持

支援者より寄せられた意見やケース(資源量調査より)

不登校の背景に経済的に困難な状況が伺えるケースがあり、経済的な支援制度を紹介し、関係機関とつながったことで、保護者の負担が軽減し、本人も学校に足が向くようになりました。

(4) 支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備と、相談窓口の周知を図っていきます。

① 相談窓口の充実

虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために既存相談窓口の充実を図ります。また、SNSなどさまざまなプラットフォームを活用した情報発信や相談窓口の連携促進を図り、気軽に相談できるような体制整備を図ります。



重点 子ども家庭センター、ひとり親家庭における相談の充実

② 支援人材の育成

子どもを取り巻く環境に直接かかわる保育士、幼稚園教諭、学校の教職員などをはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、子どもの貧困やヤングケアラーに関する理解を深め、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような人材の育成を推進します。



重点 子ども家庭センター相談員、幼稚園教諭、保育士、教職員等の資質向上

③ 社会全体でのこどもの支援と連携体制の構築

困難な状況にあるこどもの早期発見や、支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、教育、医療に関する関係機関の連携体制を構築し、社会全体で子どもを支援していく体制を推進します。また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的に情報収集、発信を行います。



重点 支援につなぐガイドブック等の作成の検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	家庭児童相談件数	890 件	761 件	785 件	851 件	874 件	質の向上

4 こどもの貧困対策に関する各種取組

(1) 教育の支援

① 学校を中心とした教育の支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	学校における教育相談の充実（スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー）	市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、こどもや保護者への支援を充実します。	指導課 教育センター
2 重点	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
3	確かな学力の向上に向けた人材の配置事業（英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員）	幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、1人1人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。	指導課 教育センター
4	少人数指導支援推進事業	多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。	学務課
5	学校支援アドバイザー	教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。	指導課
6	学校におけるアンケート調査などの実施	各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。	指導課
7	インクルーシブ教育システム推進事業	「言語やきこえ」に課題があるこどもたちをことばの教室（通級指導教室）の中で、指導、支援します。また、インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
8	ルームさくらの運営	学校に行けない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、社会的自立に向けて支援します。	教育センター

② 教育や学習の機会均等の推進

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	生活困窮者自立支援事業 (こどもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課
2 重点	学校外における学習支援の充実に向けた検討	経済的な事情により学習塾、スポーツ教室、教養を身に付けるための各種教室に通うことが難しい世帯のこどもたちに対する支援策について検討を進めます。	こども政策課
3	就学援助事業	生活保護を必要とする世帯、または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、入学準備費や学用品費、修学旅行費など就学に必要な費用を援助します。	学務課
4	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課
5	生活保護（教育扶助・生業扶助）	<生活保護費等給付事業> (教育扶助)小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給します。 (生業扶助)高等学校等就学費として、高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給します。	社会福祉課
6	佐倉市高等学校等奨学金	経済的な理由によって高等学校等で修学することが困難な修学意欲のある方に対して、一定の条件のもとに授業料以外にかかる学資の一部を支援します。	教育総務課
7	定時制高校への支援	市内に在住する千葉県立佐倉南高等学校三部制定時制課程の生徒の学習、クラブ活動等を支援するため、佐倉南高等学校定時制教育振興会に補助金を支給します。	教育総務課
8	好学チャレンジ事業	市内の全小中学校において夏季休業日に好学チャレンジ教室を実施し、補習的な学習機会を確保し、学習の支援を行います。また、佐倉市での使用教科用図書の内容に即した問題やテストを好学チャレンジプリントとして作成し、基礎・基本の確実な習得に活用する他、HP上でも公開します。	指導課 教育センター
9	夏季期間中の図書館・公民館の自習スペース開放	夏季休業期間中に、市内図書館及び公民館施設の一部を開放し、こどもたちの自習スペースを提供します。	社会教育課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
10	公民館等主催 子育て事業	幼児期のこどもやその保護者を対象とした各種教室等を開催し、運動や絵本の読み聞かせ、語りなどを通して、親子のコミュニケーションの促進を図ります。	各公民館
11	学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課

(2) 生活の支援

① 保護者の生活支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	生活困窮者自立 支援事業	佐倉市在住で、働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
2 重点	家庭教育事業	子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるよう各種講座や講演会を開催します。また、家庭の教育力向上のため、市立幼稚園及び小中学校に家庭教育学級を開設します。また、様々な人権への理解を深めていただくため、毎年、人権教育についての講演会を実施します。	社会教育課
3	民生委員・児童 委員制度	無報酬のボランティアとして、区域に住む高齢者や障害者、児童の見守りを行います。また、区域の人からの生活上の相談に応じて、必要があれば現況の報告や相談を適切な機関に行い、その人にとって快適に暮らせるよう援助します。	社会福祉課
4	保育園・認定こ ども園・幼稚園 での保育等の実 施	保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情でこどもの保育等を行うことができない場合において、保護者に代わり、保育等を実施します。 ・利用料金：3歳以上は無料（給食費等の実費除く）	こども保育課
5	子育て短期支援 事業 (ショートステ イの実施)	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、こどもを家庭で養育できない場合に、こどもを一時的に預かります。	こども保育課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
6	病児保育事業 (病児・病後 児保育の実 施)	こどもが病気にかかり、家庭での保育や集団生活が困難な場合に、専用の施設でこどもを一時的に預かる事業を行います。 ・病児保育…病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められないこどもが対象 ・病後児保育…病気の回復期にあるこどもが対象	こども保育課
7	一時預かり事 業	日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。	こども保育課
8	ファミリーサ ポートセンタ ー事業	地域において、「子育てのお手伝いをしたい」提供会員と、「子育ての手助けをしてほしい」依頼会員とを紹介し、子育てが大変なときに地域で支援し合う相互援助活動をサポートする事業を行います。また、ひとり親等の方がファミリーサポートセンターを利用した場合はその一部を助成します。	こども保育課
9	子育て世帯訪 問支援事業	こどもの養育について支援を必要とする家庭やヤングケアラーがいる家庭に、育児家事ヘルパーを派遣し、養育環境の改善やヤングケアラーへの支援を図ります。	こども家庭課
10	養育支援訪問 事業	養育に支援が必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	こども家庭課
11	ひとり親家庭 に対する家庭 生活支援員の 配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
12	障害者団体活 動支援事業補 助金	障害者の日常生活の充実を図るため、障害者や家族が自らの権利や自立のために社会に働きかける等の活動をしている団体を支援します。	障害福祉課
13	外国人に向け た生活支援	市内在住の外国人に向けた行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。	広報課

② こどもの生活支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	自然を活かし た親子の居場 所づくり事業	市内の公園を活用し、プレーパーク等の子育て世代応援イベントの開催を支援し、親子の居場所づくりを進めます。	公園緑地課 こども政策課
2 重点	こども食堂等 との連携事業	こども食堂や地域食堂などといった市民の自発的な活動についての市民への周知を進め、こどもの居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会福祉課
3	【再掲】 生活困窮者自 立支援事業 (こどもの学 習・生活支援 事業)	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
4	学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。	こども保育課
5	児童センター・老幼の館	乳幼児から18歳までの児童及び児童の保護者がいつでも自由に来て過ごすことができる児童センター・老幼の館を運営し、遊びを通してこどもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、楽しい子育て・子育てをサポートします。	こども保育課
6	ヤングプラザの運営	学校が終わった後や休みの日に、友達とちょっと寄って好きなことができる学校でもない、家庭でもない、小・中・高校生の居場所としてヤングプラザを運営します。	こども政策課
7	【再掲】学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課
8	青少年育成事業	青少年育成団体と連携し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、こどもたちの自主性や社会性などを育み地域の方々と交流できる機会を提供します。	こども政策課
9	障害児等への療育支援	日常生活における基本的動作の指導（児童発達支援）や、生活能力の向上のために必要な訓練（放課後等デイサービス）等の支援を行います。	障害福祉課
10	チャレンジドフィットネスクラブ	遊びながら、楽しく身体を動かし、こどもの健康づくりをサポートしていくことを目的として、こどもに応じた運動教室を市と、佐倉市手をつなぐ育成会、順天堂大学学生の協力のもと開催します。	障害福祉課
11	ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とするこどもについて、保護者が成育歴や支援内容等を記録し、医療・保健・福祉・教育等の機関へ情報共有を行うライフサポートファイルの利用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援等に繋がります。	障害福祉課
12	児童発達支援センター機能の強化	児童発達支援センターにおいて、通所利用の未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。また、通所支援のほか、身近な障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。	障害福祉課

③ ヤングケアラーへの生活支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	ヤングケアラーへの相談、支援	ヤングケアラーに対し、本人の意向や家族関係、その背景にある要因に配慮し、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援を行います。	こども家庭課
2 重点	ヤングケアラーの周知	ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくため、ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行います。	こども家庭課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
3	【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	こどもの養育について支援を必要とする家庭やヤングケアラーがいる家庭に、育児家事ヘルパーを派遣し、養育環境の改善やヤングケアラーへの支援を図ります。	こども家庭課
4	こども家庭センター相談員の資質の向上	こども家庭センター相談員に対し、こどもの貧困やヤングケアラーへの気づきや対応等についての理解の促進を図ります。	こども家庭課

(3) 保護者の就労・経済的支援

① 保護者に対する就労支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就労に必要な技能資格を取得するために教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
2 重点	仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等の実施	男女平等参画推進センターミウズにおいて、男女が共に助け合い、家事・育児に関わることの重要性について理解を深め、共に働き続けられるよう、仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等を実施します。	自治人権推進課
3 重点	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親で、1年以上の養成機関で修業し、資格取得（看護師、保育士、調理師など）が見込まれる方を対象に訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験の対策講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭、寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動など自立のために必要な活動をするときや、疾病、看護、学校等の公的行事のために一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事の世話、乳幼児の保育等、日常生活の支援をします。	こども家庭課
6	再就職支援セミナー（女性向け・全年齢向け）	千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、佐倉市及び周辺市町で再就職支援セミナーを開催します。	商工振興課
7	地域職業相談室	求職者に雇用・就業に関する情報提供や知識習得の機会の提供を行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。また、女性・高齢者等の就労促進及び定着支援を行います。	商工振興課

② 経済的な支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	児童扶養手当	離婚等の理由で、ひとり親世帯となった家庭や父または母に重度の障害がある家庭等の児童を養育している人に対して、生活の安定と自立支援などを目的に手当を支給します。	こども家庭課
2 重点	子ども医療費助成	0歳から高校生年代までの子ども医療費を助成し、入院1日・通院1回 200 円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
3 重点	ひとり親家庭等医療費等助成	18歳に達する日以後の年度末までの児童（児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日まで）を養育している母子家庭・父子家庭等の方が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課
4	児童手当	高校生年代までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。	こども家庭課
5	特別児童扶養手当	一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている保護者（現に養育している者）に対して、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
6	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の重度障害児に対して、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
7	佐倉市心身障害児福祉年金	一定の障害のある20歳未満の障害児の保護者に対して、佐倉市心身障害児福祉年金を支給します。	障害福祉課
8	ひとり親家庭等児童の入学及び就職祝い金	ひとり親家庭等で、小・中・高等学校に入学する児童や中学校を卒業して就職する児童を養育している方に祝い金を支給します。	こども家庭課
9	J R 定期券の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、J R 東日本の通勤定期券を購入する場合、3割引きを受けられる証明書を発行します。	こども家庭課
10	母子、父子、寡婦への資金貸付	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を応援するため、各種資金を無利子又は低利子で貸付します。	こども家庭課
11	未熟児養育医療費給付	身体の発育が未熟な状態で生まれ、NICU（新生児集中治療室）等に入院を必要とするお子さんに対して、指定医療機関での医療費を公費助成します。健康保険法で対象としている医療費が給付の対象となり、入院治療における診療・医学的処置・治療等が受けられます。	母子保健課
12	予防接種事業	健康を保持するための経済的な負担を軽減し、感染症の予防と公衆衛生の向上を図るため、公費負担による定期予防接種を実施します。また、任意予防接種（おたふくかぜワクチン等）の費用の一部を助成し、こどもの健康保持と経済的な負担の軽減を図ります。	健康推進課
13	健康診査の公費助成	妊婦健診 14 回分と乳児健診 2 回分の公費助成により、病気の早期発見と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
14	佐倉市認可外保育施設利用者助成金	認可外保育施設に通園しているこどもの保育料を一部助成します。	こども保育課
15	幼稚園給食費給付金	所得が一定以下の施設等利用給付認定を受けたこどもの保護者に対して、幼稚園に係る給食費の負担軽減を目的として、給付金を支給します。	こども政策課
16	施設等利用給付事業 幼稚園利用費等給付事業	経済的負担の軽減を目的として、幼稚園の利用料や預かり保育料、認可外保育施設等の利用料について助成します。	こども政策課

(4) 支援につなぐ体制整備

① 相談窓口の充実

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	こども家庭センター	妊娠期から18歳未満のこどもとその家庭を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとに対し、専門の相談員や保健師が相談、対応します。きめ細やかな相談や切れ目のない支援を行い、児童虐待の未然防止、再発防止のため関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。	こども家庭課 母子保健課
2 重点	ひとり親家庭の相談の充実	離婚の際など養育費、住宅、就労、子育てにおいて新しい環境に慣れるまで様々な問題を解決していただけない方に対し、経済的な負担や精神的な不安を少しでも軽くするために相談の充実を図ります。	こども家庭課
3	【再掲】ヤングケアラーへの相談、支援	ヤングケアラーに対し、本人の意向や家族関係、その背景にある要因に配慮し、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援を行います。	こども家庭課
4	【再掲】ヤングケアラーの周知	ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくため、ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行います。	こども家庭課
5	児童虐待防止及びこども家庭センター紹介リーフレット配付	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレットを窓口等で配付し、相談機関の周知を行います。	こども家庭課
6	教育相談・発達相談の実施	学校教育相談員を教育センター及びルームさくらに配置し、家庭でのしつけや、不登校、発達相談、就学相談など、学校生活における様々な不安や悩みなど、幅広く相談に対応します。	教育センター
7	子育てコンシェルジュの配置	保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整を行います。	こども保育課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
8	くらしサポートセンター佐倉 (生活困窮者自立支援)	生活保護を受けていない方で、何らかの生活上の困りごとを抱えている方(年齢に制限はありません)が気軽に相談できるよう無料の相談窓口を開設し、様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施します。	社会福祉課
9	健康相談事業	家庭における健康管理に資することを目的とし、専門職による、こころとからだの相談事業を実施します。相談の中で、貧困の内容があれば、こどもも含めて必要な時は、くらしサポートセンター佐倉などの関係機関に繋がります。	健康推進課
10	障害者相談支援事業所 (療育支援コーディネーター)	市内の5圏域ごとに障害者相談支援事業所を設置し、障害児等及びその家族等からの相談に対する支援を行います。また、障害者相談支援事業所に療育支援コーディネーターを配置し、各機関の連携を促進します。	障害福祉課
11	女性のための相談事業	こどもとの問題やDV、離婚、困難な問題を抱える女性などの相談に応じるため、男女平等参画推進センターミウズ「女性のための相談」(週1回)や、こども家庭課での相談を実施します。	自治人権推進課 こども家庭課

② 支援人材の育成

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	こども家庭センター相談員、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の資質の向上	こども家庭センター相談員、保育園、認定こども園、幼稚園、学童保育所等に従事する職員を対象として、こどもの人権に関する内容等の研修を実施し、教育・保育の質の向上を図ります。	こども保育課 こども家庭課
2 重点	教職員の資質向上(こどもの貧困に関する理解促進)	学校で勤務する教育職員に対し、こどもの貧困・ヤングケアラーなど課題に対する気づきと対応等についての研修を行います。	指導課
3	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施するなど、こどもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課

③ 社会全体でのこどもの支援と連携体制の構築

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	支援につなぐガイドブック等の作成の検討	支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、ツールの検討を行います。	こども政策課
2	地域と学校等の連携体制の充実	学校等と民生委員などの地域福祉との連携により、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実に向けて検討を行います。	指導課 学務課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
3	健康診査	産婦健診の実施により、産後うつ等の早期発見と虐待防止を図ります。また、幼児健診の実施により、病気や発育・発達の遅れの早期発見、虐待防止を図ります。また、健康診査での相談業務を通じて、心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
4	母子保健推進事業	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施やマタニティクラス・パパママクラス事業の開催を通じて、子どもや保護者の心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
5	巡回相談事業の実施	子どもに障害や発達上の課題等が見られる場合で保育園等の施設が相談を希望する場合に、臨床心理士等の専門職が保育園等を訪問し、職員に対して保育や子どもへの対応について専門的な助言を行います。	子ども保育課
6	いじめ防止対策連絡協議会	いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するための協議会を開催します。	指導課
7	佐倉市児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童虐待防止活動を実施します。	子ども家庭課
8	青少年問題協議会	青少年問題協議会を開催し、青少年関連団体や教育・福祉などの行政関係機関相互の連絡調整を行い各団体の取組からみえる青少年を取り巻く課題について協議します。	子ども政策課
9	【再掲】インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
10	市民活動団体の支援	市民公益活動サポートセンターにおいて、子ども・子育てに関する団体などの市民公益活動団体に対して、情報提供や交流・活動の場の提供等を行っています。また、市民公益活動団体が行う市民協働事業に対する支援として、助成金の交付や専門家等の技術的な支援等を実施します。	自治人権推進課
11	子どもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、講演会の開催や子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	子ども政策課
12	人権擁護委員活動の支援	子どもが抱える様々な悩み・問題に対応する「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。	自治人権推進課

(5) その他関連する取組

① 佐倉市社会福祉協議会による取組

No.	取組の名称	取組の内容	支援の類型
1	生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)	<p>●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校：月3.5万円、短大・専門学校・高等専門学校：月6万円、大学：月6.5万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間：原則10年以内</p> <p>●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間：原則10年以内</p>	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援
2	菊地久治勉学奨励金奨学生募集事業	佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間150万円を限度)	教育の支援 保護者の就労・ 経済的支援
3	生活困窮世帯子ども支援事業	生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会長が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間10万円を上限に給付します。	保護者の就労・ 経済的支援
4	さくらあったか食堂ネットワーク	社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内の子ども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、子どもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。	生活の支援